

令和7年度 古平福祉社会（本部）事業報告

（事業実施経過）

当法人は、平成12年度からの社会福祉基礎構造改革の流れをひとつの分岐点とし、高齢になった知的障害者の地域生活継続と在宅介護支援強化の為、まず介護保険法による事業者指定に着手する。更に平成18年10月1日、「障害者自立支援法」（現：「障害者総合支援法」）による事業所として早期に新体制へ完全移行し、「障害」・「高齢」・「児童」等への総合的なサービスを、それぞれの分野で横断的な対応を地域の中で機能（事業）整備を行い、当会独自の地域包的な実践をスピード感をもって進めてきました。

当法人は事業開始45年を迎えました。当初より障害者の社会参加（自立）を求め事業指定・施設整備等を実施し、望む利用者には特に経済的自立に力を注ぎ、「働いて稼げる生活環境と所得保障」を実践し一貫として「施設を出て地域の中に暮らす」を支援し続けて来た法人です。地元、又近隣の職場に就職し地域での生活を営んで来た利用者もすでに年を重ね高齢となり病気や身体的理由から「共働の家」への再入所者や老人関係施設、医療施設等への入所が増えていきます。この事を踏まえ、2つの柱を掲げ1つは『運営基盤の安定化（資金収支の是正）』・もう一つは『高齢となった利用者の処遇改善』です。令和7年度はまず1つ目として今まで進めてきた事業全体の見直しによる事業変更（統合・縮小・廃止等）計画（未達成分）の総括を実施し、資金収支の是正について「新たなサービスの創設（居宅介護サービスの推進・共生型事業への移行等）・新たな利用者の増員」適正な施設利用定員の策定を進める。2つ目として「人材の確保・育成・定着」の取り組み。労働人口の減少が顕著にみられ前述の計画（目標）も人材不足が壁となり進まない事業・サービスが見られ、この間資金収支も悪化しております。重要な課題として幹事組織により人材確保を進め、8年度に向けてまず改善への事業の優先順位を定め、始めに児童支援「ひまわりくらぶ」の指定廃止や「風花」の事業変更を行い、介護保険によるサービスから障害サービスによる高齢者への支援強化へとタイムスケジュールを改め具体的に進めた。3つ目として「共働の家」原子力災害対策事業（放射線防護対策・モデル事業）の実施に併せて多発する自然災害の対応を強化し、現状に合わせた防災計画の見直しとしてまず古平町との「施設の利用及び協力に関する協定書」の修正を行い協同での避難訓練を実施した。この度の「共働の家」の国庫による助成事業（2事業）が完了した事からこの事業目的でもある「地域で支えあう関係づくり」として人口減少や災害による被害が深刻化する中、今こそ社会福祉法人の使命である地域を支える福祉の構築を進めるにあたり古平町とも協議を実施した。

8年度の具体的な計画内容(1～6項目)として継続した。

- 1、各事業所の利用定員の適正化
～ 指定定員の減員と利用者の増員 ～
- 2、「風花」の障害者グループホームの実施
～ 高齢障害者の処遇改善へ ～
- 3、「ひまわりくらぶ」廃止後の日中一時支援の継続
～ 新たな児童へのアフターケア ～
- 4、介護保険事業の運営の是正
～ 古平町と協議を重ねる ～
- 5、8年度に向けて老朽化する建物の保守管理と処分
～ 処分等年次リストの作成 ～
- 6、人材確保で職員の労働環境を改善
～ 事業運営の安定化・処遇改善加算の申請継続を進める ～

令和 7 年度 本部事業実施報告書

1. 理事会開催（7回）

令7. 5.20	令和7年度 第1回(289回) 場 所 午後2時00分～同3時30分 法人本部棟会議室 出席者 理 事 6名、監 事 3名 議 長 理事長 菊地 修二 署名人 理事長 菊地修二 監事 大澤良一・同 村田 博・同 八戸幸治 承認議案 全1件 （全議案承認）
令7. 5.27	令和7年度 第2回(290回) 場 所 午前9時30分～午後12時10分 法人本部棟会議室 出席者 理 事 6名、監 事 3名 議 長 理事長 菊地 修二 署名人 理事長 菊地修二 監事 大澤良一・同 村田 博・同 八戸幸治 承認議案 全6件 （全議案承認）
令7. 6.13	令和7年度 第3回(291回) 場 所 午後2時30分～同3時30分 法人本部棟会議室 出席者 理 事 6名、監 事 3名 議 長 理事長 菊地 修二 署名人 理事長 菊地修二 監事 大澤良一・同 村田 博・同 八戸幸治 承認議案 全1件 （全議案承認）
令7. 9.29	令和7年度 第4回(292回) 場 所 午前9時30分～午前11時50分 法人本部棟会議室 出席者 理 事 6名、監 事 3名 議 長 理事長 菊地 修二 署名人 理事長 菊地修二 監事 大澤良一・同 村田 博・同 八戸幸治 承認議案 全4件 （全議案承認）
令7. 10.20	令和7年度 第5回(293回) 場 所 午前10時00分～午前11時50分 法人本部棟会議室 午後 4時00分～午後 5時30分 法人本部棟会議室 出席者 理 事 6名、監 事 3名 議 長 理事長 菊地 修二 署名人 理事長 菊地修二 監事 大澤良一・同 村田 博・同 八戸幸治 承認議案 全1件 （全議案承認）
令7. 12.25	令和7年度 第6回(294回) 場 所 午後 2時00分～午後 3時30分 法人本部棟会議室 出席者 理 事 5名(欠席1名)、監 事 3名 議 長 理事長 菊地 修二 署名人 理事長 菊地修二 監事 大澤良一・同 村田 博・同 八戸幸治 承認議案 全1件 （全議案承認）
令8. 3.19	令和7年度 第7回(295回) 場 所 午後 2時00分～午後 5時10分 法人本部棟会議室 出席者 理 事 6名、監 事 3名 議 長 理事長 菊地 修二 署名人 理事長 菊地修二 監事 大澤良一・同 村田 博・同 八戸幸治 承認議案 全9件 （全議案承認）

2. 評議員会開催（3回）

令和7. 6.13	令和7年度 第1回(105回) 場 所 午前9時30分～同11時40分 法人本部棟会議室 出席者 理事長・専務理事・事務局長・監事(代表)1名・(事務局3名) 評議員 7名 議 長 白川浩一 署名人 議長 白川浩一、評議員 吉野浩次・同 佐藤アツ子 承認議案 全3件 （全議案承認）
令和7. 9.29	令和7年度 第2回(106回) 場 所 午後1時30分～同2時50分 法人本部棟会議室 出席者 理事長・専務理事・事務局長・監事(代表)1名・(事務局3名) 評議員 7名 議 長 田口博久 署名人 議長 田口博久、評議員 白川浩一・同 小玉正司 承認議案 全2件 （全議案承認）
令和8. 3.26	令和7年度 第3回(107回) 場 所 午後1時30分～同4時05分 法人本部棟会議室 出席者 理事長・専務理事・事務局長・監事(代表)1名・(事務局2名) 評議員 7名 議 長 白川浩一 署名人 議長 白川浩一、評議員 本間利和子・同 田口博久 承認議案 全8件 （全議案承認）

3. ①監 査 令和 7 年度（法人監事）（6回）

令 7. 5.26	令和 7 年度 第1回 法人監事監査 場 所 午前9時30分～午後3時30分 法人本部棟会議室 出 席 者 監事 大澤良一・村田 博・八戸幸治・上野事務局長 法人各会計担当者5名 立会理事 菊地理事長（代表幹事） 監査事項 令和 6 年度決算事項、他利用者処遇関係
令 7. 7.22	令和 7 年度 第2回 法人監事監査 場 所 午前10時～午後2時20分 法人本部棟会議室 出 席 者 監事 大澤良一・村田 博・八戸幸治・上野事務局長 法人各会計担当者6名 立会理事 菊地理事長（代表幹事） 監査事項 定例監査（会計／4月分）、他利用者処遇関係
令 7. 9.24	令和 7 年度 第3回 法人監事監査 場 所 午前10時～午後3時00分 法人本部棟会議室 出 席 者 監事 大澤良一・村田 博・八戸幸治・上野事務局長 法人各会計担当者6名 立会理事 菊地理事長（代表幹事） 監査事項 定例監査（会計／6月分）、他利用者処遇関係
令 7. 11.24	令和 7 年度 第4回 法人監事監査 場 所 午前10時～午後3時00分 法人本部棟会議室 出 席 者 監事 大澤良一・村田 博・八戸幸治・上野事務局長 法人各会計担当者6名 立会理事 菊地理事長（代表幹事） 監査事項 定例監査（会計／9月分）、他利用者処遇関係
令 8. 1.26	令和 7 年度 第5回 法人監事監査 場 所 午前10時～午後2時30分 法人本部棟会議室 出 席 者 監事 大澤良一・村田 博・八戸幸治・上野事務局長 法人各会計担当者4名 立会理事 菊地理事長（代表幹事） 監査事項 定例監査（会計／10月分）、他利用者処遇関係
令 8. 3.18	令和 7 年度 第6回 法人監事監査 場 所 午前10時～午後3時10分 法人本部棟会議室 出 席 者 監事 大澤良一・村田 博・八戸幸治・上野事務局長 法人各会計担当者6名 立会理事 菊地理事長（代表幹事） 監査事項 定例監査（会計／1月分）、他利用者処遇関係

②監 査 令和 7 年度（委託会計事務所）（12回）

令 7. 4. 21	令和 7 年度 第1回 戸井会計事務所監査 場 所 午前10時40分～午前11時40分 法人本部棟会議室 出 席 者 戸井会計事務所 鶴間 隆・水戸部かおり・鶴間 光・上野事務局長 法人各会計担当者5名 立会理事 菊地理事長(代表幹事) 監査事項 一般監査、試算表、仕訳日記帳、小口現金、寄付金台帳、利用者預り金、証憑類 他
令 7. 5. 15	令和 7 年度 第2回 戸井会計事務所監査 場 所 午前10時20分～午前12時00分 法人本部棟会議室 出 席 者 戸井会計事務所 鶴間 隆・水戸部かおり・鶴間 光・上野事務局長 法人各会計担当者5名 立会理事 菊地理事長(代表幹事) 監査事項 一般監査、決算監査(消費税関係)、仕訳日記帳、小口現金、寄付金台帳 利用者預り金、証憑類他
令 7. 6. 26	令和 7 年度 第3回 戸井会計事務所監査 場 所 午前10時20分～午前11時40分 法人本部棟会議室 出 席 者 戸井会計事務所 鶴間 隆・水戸部かおり・鶴間 光・上野事務局長 法人各会計担当者5名 立会理事 菊地理事長(代表幹事) 監査事項 一般監査、試算表、仕訳日記帳、小口現金、寄付金台帳、利用者預り金、証憑類 他
令 7. 7. 23	令和 7 年度 第4回 戸井会計事務所監査 場 所 午後3時00分～午後4時00分 法人本部棟会議室 出 席 者 戸井会計事務所 鶴間 隆・水戸部かおり・鶴間 光・上野事務局長 法人各会計担当者5名 立会理事 菊地理事長(代表幹事) 監査事項 一般監査、試算表、仕訳日記帳、小口現金、寄付金台帳、利用者預り金、証憑類 他
令 7. 8. 25	令和 7 年度 第5回 戸井会計事務所監査 場 所 午前10時00分～午前11時00分 法人本部棟会議室 出 席 者 戸井会計事務所 鶴間 隆・水戸部かおり・鶴間 光・上野事務局長 法人各会計担当者5名 立会理事 菊地理事長(代表幹事) 監査事項 一般監査、試算表、仕訳日記帳、小口現金、寄付金台帳、利用者預り金、証憑類 他
令 7. 9. 26	令和 7 年度 第6回 戸井会計事務所監査 場 所 午前10時10分～午前11時10分 法人本部棟会議室 出 席 者 戸井会計事務所 水戸部かおり・鶴間 光・上野事務局長 法人各会計担当者5名 立会理事 菊地理事長(代表幹事) 監査事項 一般監査、試算表、仕訳日記帳、小口現金、寄付金台帳、利用者預り金、証憑類 他

令 7.10.23	令和 7 年度 第7回 戸井会計事務所監査 場 所 午後1時30分～午後3時00分 法人本部棟会議室 出 席 者 戸井会計事務所 鶴間 隆・水戸部かおり・鶴間 光・上野事務局長 法人各会計担当者 4 名 立会理事 菊地理事長(代表幹事) 監査事項 一般監査、試算表、仕訳日記帳、小口現金、寄付金台帳、利用者預り金、証憑類 他
令 7.11.20	令和 7 年度 第8回 戸井会計事務所監査 場 所 午前10時00分～午前11時20分 法人本部棟会議室 出 席 者 戸井会計事務所 鶴間 隆・水戸部かおり・鶴間 光・上野事務局長 法人各会計担当者 5 名 立会理事 菊地理事長(代表幹事) 監査事項 一般監査、試算表、仕訳日記帳、小口現金、寄付金台帳、利用者預り金、証憑類 他
令 7.12.25	令和 7 年度 第9回 戸井会計事務所監査 場 所 午前10時10分～午前11時10分 法人本部棟会議室 出 席 者 戸井会計事務所 鶴間 隆・水戸部かおり・鶴間 光・上野事務局長 法人各会計担当者 4 名 立会理事 菊地理事長(代表幹事) 監査事項 一般監査、試算表、仕訳日記帳、小口現金、寄付金台帳、利用者預り金、証憑類 他
令 8. 1. 29	令和 7 年度 第10回 鶴間光税理士事務所監査 場 所 午前10時00分～午前11時00分 法人本部棟会議室 出 席 者 鶴間光税理士事務所 鶴間 隆・水戸部かおり・鶴間 光 法人各会計担当者 5 名 立会理事 上野理事(事務局長) 監査事項 一般監査、試算表、仕訳日記帳、小口現金、寄付金台帳、利用者預り金、証憑類 他
令 8. 2. 20	令和 7 年度 第11回 鶴間光税理士事務所監査 場 所 午前10時30分～午前11時30分 法人本部棟会議室 出 席 者 鶴間光税理士事務所 鶴間 隆・鶴間 光・上野事務局長 法人各会計担当者 4 名 立会理事 菊地理事長(代表幹事) 監査事項 一般監査、試算表、仕訳日記帳、小口現金、寄付金台帳、利用者預り金、証憑類 他
令 8. 3. 16	令和 7 年度 第12回 鶴間光税理士事務所監査 場 所 午前10時20分～午前11時20分 法人本部棟会議室 出 席 者 鶴間光税理士事務所 水戸部かおり・鶴間 光・上野事務局長 法人各会計担当者 4 名 立会理事 菊地理事長(代表幹事) 監査事項 一般監査、試算表、仕訳日記帳、小口現金、寄付金台帳、利用者預り金、証憑類 他

令 7. 5. 23

- ・障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律による監査の実施
- ・令和 7 年度社会福祉施設に係る監査の実施

1. 実施日時及び対象事業所等

対 象 事 業 所	サービスの種類
いこいの家	生活介護

2. 実施場所 いこいの家

3. 出席者 対象事業所の管理者及び関係職員

4. 事前に提出する書類 支援記録・虐待に関する研修及び委員会の記録・その他
別途支持するもの

☆文書指導

改善を要する事項	施設・事業	改善の内容と状況
1 利用者の意思及び人格の尊重について 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。 しかしながら、貴事業所においては、男性従業員が排せつ介助時に女性利用者の陰部を触るという性的虐待が確認された。 ついては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った指定障害福祉サービスを提供するよう改善すること。 （平成24年北海道条例第100号第4条第2号）	生活介護	利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った指定障害福祉サービスを提供するよう、今まで以上に利用者とのコミュニケーションを図り、サービス提供について本人の意思・意向を確認すると共に、令和 7 年度内部研修計画の内容を修正し、虐待防止や権利擁護に関する内部研修を実施し、改善していきます。
2 利用者の人権の擁護について 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。 しかしながら、貴事業所においては、障害者の養護者に対する支援等に関する法律で規定されている障害者虐待の5類型を理解していない従業員がいることが確認された。 ついては、研修の内容及び実施方法の見直しを行い、実効性のある研修となるよう改善すること。 （平成24年北海道条例第100号第	生活介護	外部研修参加及び、事業所内で内部研修を実施していますが、障害者虐待の5類型を理解していない従業員がいることが確認されたことから、研修を実施後に従業員の理解度についても確認が必要と感じています。 研修実施方法の見直しとして、参加者の経験年数や理解度に合わせ、小グループや個別での開催など内容について精査します。 また、研修実施後に管理者が研修の理解度についても従業員へ個別で確認を行い実効性のある研修としていきます。

	4条第3項) (平成 23 年法律第 79 号第2条第 7項)		
	3 介護について 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 また、指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 しかしながら、貴事業所においては、上記1のとおり、男性従業者が排せつ介助時に女性利用者の陰部を触るという不適切な支援が確認された。 ついては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行うとともに、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うよう改善すること。 (平成24年北海道条例第100号第85条第1項及び第2項)	生活介護	利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うことが出来るよう、利用者一人一人に合わせた適切な介助方法を全従業者が統一し、支援を行うよう、排せつに関する個別支援一覧表を作成し、従業者間で確認、共有を行い、定期的な見直しを図り改善していきます。
	4 指定生活介護の取扱方針について 指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 また、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきものである。 しかしながら、貴事業所においては、利用者又はその家族に対し、異性介助についての説明が十分になされておらず、異性介助について統一したサービス提供をしていないことが確認された。 ついては、本人の意思に反する	生活介護	異性介助についての説明が十分になされておらず、異性介助について統一したサービス提供をしていないことが確認されたことから、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、同性介助の指針を事業所内で周知徹底します。 また、やむを得ず異性介助を行う場合も想定されることから、十分に説明を行う上で、異性介助に関する同意書を取り改善していきます。

	異性介助がなされないよう、利用者又はその家族に対し、十分に説明を行い、異性介助について統一したサービス提供を行うよう改善すること。 （平成24年北海道条例第100号第95条（準用第59条第3項）） （平成18年12月6日障発第1206001号）		
	5 管理者の責務について 指定生活介護事業所の管理者は、当該指定生活介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。 また、指定生活介護事業所の管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとされている。 しかしながら、貴事業所においては、上記1、2、3及び4の事項について、管理者による管理が適切に行われていないことが確認された。 については、管理者による管理等について、改めて認識し、管理者は従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行うこと。 （平成24年北海道条例第100号第95条（準用第68条第1項及び第2項））	生活介護	本事案における管理者の責務として、従業者への管理監督及び指揮命令等の周知徹底の不備があり、また生活介護支援事業所として利用者支援に関する個別の特性や意向等が支援に反映されず、統一支援がされてない状況がありました。 改めて管理者として法人倫理綱領・虐待防止法・権利擁護等に併せ職員行動指針及び支援業務の心得等の再確認を行い、管理者として従業者への指揮命令を明確に表し、従業者が連携、協調できる環境を図り、利用者支援の目標に向け、管理者と従業者との統一認識を進め、管理の一元化を図り、周知運用に努めます。

令 7. 10. 22

令和7年度障害福祉サービス事業者等による集団指導の実施

1	対象施設又は事業所名		事業種別
	1	「きょうどう」	就労継続支援B型・生活介護
	2	「みっくすベジタ」	就労継続支援B型・生活介護
	3	「若者宿」	共同生活援助
	4	「共働の家」	生活介護・短期入所・施設入所支援
	5	「いこいの家」	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・生活介護・短期入所
	6	「微・助っ人」	地域移行支援・地域定着支援
2	日時及び場所		令和7年10月22日(水)9:15～12:00 後志総合振興局2階講堂 (zoomによるハイブリット形式):
3	次第	1. 開 会 2. 議 題 (1)指導監査について (2)指導監査結果・方針等について (3)業務管理体制について (4)感染症・食中毒について (5)非常災害対策について (6)虐待防止及び身体拘束の禁止について (7)意思決定支援について (8)事故発生報告について (9)就労系事業所の運営の適正化について (10)就労選択支援について (11)サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の取扱について (12)事業廃止（休止）に係る留意事項等について (13)北海道障がい福祉サポートセンターについて (14)障がいを理由とする差別等の解消について (15)その他資料について (16)ケアラーについて (17)適切な労務管理等について ※労働基準監督署説明 3. 閉 会 （北海道後志総合振興局）	

令 7.12. 8

	事故が発生した場合は、道、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 また、事故等が発生した場合は、社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づき、事故等発生状況報告書を後志総合振興局保健環境部社会福祉課に提出することとされている。 貴施設においては、取扱要領で道に報告対象とされている事故に該当するにもかかわらず、ヒヤリハットとして処理している事案が2件確認されたため、後志総合振興局保健環境部社会福祉課に事故等発生状況報告書を提出すること。 （平成24年北海道条例第100号第41条第1項） （社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領） ＜施設入所支援＞ 事故発生時の対応について 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関し事故が発生した場合は、道、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 また、事故等が発生した場合は、社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づき、事故等発生状況報告書を後志総合振興局保健環境部社会福祉課に提出することとされている。 貴施設においては、取扱要領で道に報告対象とされている事故に該当するにもかかわらず、ヒヤリハットとして処理している事案が1件確認されたため、後志総合振興局保健環境部社会福祉課に事故等発生状況報告書を提出すること。 （平成24年北海道条例第101号第57条第1項）	を再確認して、従業員と共有し、報告漏れがないよう努めます。 サービス管理責任者委員会において法人各事業所共有事項として、報告の範囲、手順及び期間の再確認を行う。（4月9日開催） 共働の家支援会議にて読み合わせを行い再確認する。 （4月15日開催） ヒヤリハットとして作成した2件の事案を事故発生状況報告書として作成。 職員数を実態にあわせ、運営規程の変更をする。 ＜施設入所支援＞ 社会福祉施設等における事故発生時の報告事務取扱要領の報告の範囲、報告手順及び期限を再確認して、従業員と共有し、報告漏れがないよう努めます。 共働の家支援会議にて読み合わせを行い再確認する。 （4月15日開催） サービス管理責任者委員会において法人各事業所共有事項として、報告の範囲、手順及び期間の再確認を行う。（4月9日開催） ヒヤリハットとして作成した1件の事案を事故発生状況報告書として作成。
--	---	--

	(社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領)		

令 7. 9.17

令和 7 年度介護保険法による運営指導の実施

1	対象事業所名	微・助っ人
2	日時及び場所	令和 7 年 9 月 17 日(水) 10:00～12:00 ほほえみくらす
3	事業所出席者	管理者、計画作成担当者及び請求事務等について説明できる者 監事 1 名 事務員 1 名
4	準備すべき書類	① 指定居宅介護支援事業 運営指導確認書 ② 居宅介護支援費 自己点検シート ③ 各種加算請求に係る関係書類 ④ パンフレット ⑤ 運営規程 ⑥ 利用契約書・重要事項説明書 ⑦ 利用者名簿 ⑧ 職員勤務表及び出勤簿（令和 6 年 9 月～ 令和 7 年 8 月） ⑨ 居宅サービス計画書及び関連する記録等

—— 事前書類提出 令 7.9.3

◎監査の結果

【総括】

今回の運営指導においては、特に指導を有する事項等については見受けられませんでした。概ね良好に事業運営が図られておりますので、引き続き介護保険法に基づき適切なサービス提供を行い、適正な事業運営が図られるよう、よろしくお願いいたします。

令 7.10. 22	令和 7 年度介護保険施設等に係る集団指導の実施									
	<table><tr><td>1</td><td>対象事業所</td><td>「グッドケア」(訪問介護・訪問入浴) 「いこいの家」(通所介護)</td></tr><tr><td>2</td><td>日時及び場所</td><td>令和 7 年 1 0 月 22 日(水) 13:15~16:45 後志総合振興局 2 階講堂 (z o o m によるハイブリッド形式)</td></tr><tr><td>3</td><td>次第</td><td>1. 開 会 2. 議 題 (1)適切な労務管理等について (2)指導監査について (3)令和 6 年度運営指導結果について (4)介護保険施設等指導方針について (5)衛生管理等について (6)高齢者虐待防止・身体拘束廃止について (7)非常災害対策について (8)業務継続に向けた取組の強化について (9) 防犯について(資料配布のみ) (10)高齢者施設等と協力医療機関との連携について (11)事故等発生状況報告について (12) ケアラーについて (13)有料老人ホームに対する指導等について (14)電子申請届出システムについて (15)災害時情報共有システムの稼働について (16)介護サービス情報の公表について (17)介護サービス事業者経営情報データベースシステムについて (18)業務管理体制について (19)介護サービス相談員派遣事業について (20)介護職員等処遇改善加算等所得促進事業、 認証評価制度実施事業について (21)介護保険最新情報について 3. 閉 会 (北海道後志総合振興局)</td></tr></table>	1	対象事業所	「グッドケア」(訪問介護・訪問入浴) 「いこいの家」(通所介護)	2	日時及び場所	令和 7 年 1 0 月 22 日(水) 13:15~16:45 後志総合振興局 2 階講堂 (z o o m によるハイブリッド形式)	3	次第	1. 開 会 2. 議 題 (1)適切な労務管理等について (2)指導監査について (3)令和 6 年度運営指導結果について (4)介護保険施設等指導方針について (5)衛生管理等について (6)高齢者虐待防止・身体拘束廃止について (7)非常災害対策について (8)業務継続に向けた取組の強化について (9) 防犯について(資料配布のみ) (10)高齢者施設等と協力医療機関との連携について (11)事故等発生状況報告について (12) ケアラーについて (13)有料老人ホームに対する指導等について (14)電子申請届出システムについて (15)災害時情報共有システムの稼働について (16)介護サービス情報の公表について (17)介護サービス事業者経営情報データベースシステムについて (18)業務管理体制について (19)介護サービス相談員派遣事業について (20)介護職員等処遇改善加算等所得促進事業、 認証評価制度実施事業について (21)介護保険最新情報について 3. 閉 会 (北海道後志総合振興局)
1	対象事業所	「グッドケア」(訪問介護・訪問入浴) 「いこいの家」(通所介護)								
2	日時及び場所	令和 7 年 1 0 月 22 日(水) 13:15~16:45 後志総合振興局 2 階講堂 (z o o m によるハイブリッド形式)								
3	次第	1. 開 会 2. 議 題 (1)適切な労務管理等について (2)指導監査について (3)令和 6 年度運営指導結果について (4)介護保険施設等指導方針について (5)衛生管理等について (6)高齢者虐待防止・身体拘束廃止について (7)非常災害対策について (8)業務継続に向けた取組の強化について (9) 防犯について(資料配布のみ) (10)高齢者施設等と協力医療機関との連携について (11)事故等発生状況報告について (12) ケアラーについて (13)有料老人ホームに対する指導等について (14)電子申請届出システムについて (15)災害時情報共有システムの稼働について (16)介護サービス情報の公表について (17)介護サービス事業者経営情報データベースシステムについて (18)業務管理体制について (19)介護サービス相談員派遣事業について (20)介護職員等処遇改善加算等所得促進事業、 認証評価制度実施事業について (21)介護保険最新情報について 3. 閉 会 (北海道後志総合振興局)								
令 8. 1. 20	令和 7 年度地域密着型サービス事業所による集団指導の実施									
	<table><tr><td>1</td><td>対象事業所</td><td>「セルフケア」(地域密着型通所介護)</td></tr><tr><td>2</td><td>日時及び場所</td><td>令和 8 年 1 月 20 日(火) 13:30~15:20 後志広域連合 リモート(zoom)</td></tr><tr><td>3</td><td>次第</td><td>BCP を作った後、何をすべきか ー運用と訓練の考え方ー</td></tr></table>	1	対象事業所	「セルフケア」(地域密着型通所介護)	2	日時及び場所	令和 8 年 1 月 20 日(火) 13:30~15:20 後志広域連合 リモート(zoom)	3	次第	BCP を作った後、何をすべきか ー運用と訓練の考え方ー
1	対象事業所	「セルフケア」(地域密着型通所介護)								
2	日時及び場所	令和 8 年 1 月 20 日(火) 13:30~15:20 後志広域連合 リモート(zoom)								
3	次第	BCP を作った後、何をすべきか ー運用と訓練の考え方ー								

4. 社会福祉事業変更及び定款変更届（認可申請）法務局登記 等

（登記関係）

令 7. 6. 17	令和6年度 社会福祉法人古平福祉会 資産の総額変更登記 ・・・金 2,353,096,709 円
令 7. 6. 17	「役員に関する事項」の登記 〔資格〕 理事長 〔住所〕 北海道古平郡古平町大字歌楽町 204 番地の9 〔氏名〕 菊地修二 〔原因年月日〕 令和7年6月13日 重任

（不動産使用証明願・固定資産非課税申請等）

--	--

令 7. 7. 25

- ① 「共働の家」原子力災害対策事業による基本財産(フィルター棟B棟)編入
② 現行定款の訂正箇所を改める

社 会 福 祉 法 人 定 款 認 可 申 請 書				
届 出 者	主たる事務所の所在地	北海道古平郡古平町大字新地町21 番地 4 号		
	(ふりがな) 法人の名称	しゃかいふくしほうじん ふるびらふくしかい 社会福祉法人 古平福祉会		
	代表者の氏名	理事長 菊地 修二		
申請年月日		令和7年7月25日		
変 更 の 内 容			変更の理由	
変更前の条文		変更後の条文		
定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	第一章 総則 (目的) 第一条 }	左 同	変更なし	
	(名称) 第二条 }			省略
	(経営の原則) 第三条 }			
	(事務所の所在地) 第四条 この法人の事業所を北海道古平郡古平町大字新地町21 番地 4 号に置く	(事務所の所在地) 第四条 この法人の事業所を北海道古平郡古平町大字新地町21 番地 4 に置く	登記簿謄本に合わせた4号⇒号を削除	
	(事業の名称) 第五条 }	左 同	変更なし	
	(構成) 第一〇条 }			
	(権限) 第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。 (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任 (2) }	(権限) 第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。 (1) 理事及び監事の選任又は解任 左 同	会計監査人を置いていないため削除した。	
	(9) (開催) 第一二条 }	左 同	変更なし	
	(議事録) }			

定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由

第四章 役員及び職員
(役員の定数)
第一六条 この法人には次の役員を置く
(1) 理事 6名
(2) 監事 3名
2理事のうち1名を、法人の代表権を有する代表理事とする。(以下「理事長」という。)

3
5
〔 〕 省 略

第八条 役員等の損害補償責任の免除
(責任の免除)
第三一条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法人第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第113条第1項の規程により免除することができる額を限度として理事会の決定によって免除することができる。

(責任限定契約)
第三二条 理事(理事長、業務執行理事、事業を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。)、監事(以下この条において「非業務執行理事等」という)が、任務を怠った事によって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金150万円以上で予め定めた額と、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人に関する法律第113条第1項2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第四章 役員及び職員
(役員の定数)
第一六条 この法人には次の役員を置く
(1) 理事 6名
(2) 監事 3名
2理事のうち1名を理事長とする。

左 同

第八条 役員等の損害補償責任の免除
(責任の免除)
第三一条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法人第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第113条第1項の規程により免除することができる額を限度として理事会の決定によって免除することができる。

(責任限定契約)
第三二条 理事(理事長、業務執行理事、事業を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)、監事(以下この条において「非業務執行理事等」という)が、任務を怠った事によって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金150万円以上で予め定めた額と、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人に関する法律第113条第1項2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

現行定款を定款例のとおりに改めた。

変更なし

第一条で「社会福祉法人」を「法人」と略称規定にあわせた。又、令和3年3月1日施行の関係法律の改正により現行定款の訂正箇所を改めた。

同 上

定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	第九章 資産及び会計 (資産の区分) 第三三条 ～ 省 略 (土地) (1) } 省 略 { (24) } (建物) (1) } 省 略 { (55) } (56) 北海道古平郡古平町大字歌棄町 203 番地 3 所在の鉄骨造平屋 建障害者支援施設「共働の家」 本館付設機械設備「フィルター 棟」1 棟(延面積 101.50 m²)	左 同 (56) 北海道古平郡古平町大字歌 棄町 203 番地 3 所在の鉄 骨造平屋建障害者支援施設 「共働の家」本館付設機械 設備「フィルター棟」A 棟 1 棟(延面積 101.50 m²) (57) 北海道古平郡古平町大字歌 棄町 203 番地 3 所在の鉄 骨造平屋建障害者支援施設 「共働の家」本館付設機械 設備「フィルター棟」B 棟 1 棟(延面積 101.50 m²)	変更なし 2棟目の「フィルター棟」が新設さ れたので、名称を A 棟とした。 新設 「フィルター棟」が新設されたの で、新規登載した。名称を B 棟とし た。
--	--	--	--

4. 社会福祉事業変更及び定款変更届（認可申請）法務局登記 等
（事業変更届・指定申請）※介護保険分

令 7. 4. 9	運営規程変更届出書・協力医療機関に関する届出書の提出	<table><tr><td>1</td><td>事業所名</td><td colspan="2">「風花」(介護予防)認知症対応型共同生活介護</td></tr><tr><td>2</td><td>変更事項</td><td colspan="2">運営規程 協力歯科医療機関</td></tr><tr><td></td><td></td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr><tr><td></td><td></td><td>佐久間歯科医院</td><td>デュオ歯科医院</td></tr><tr><td>3</td><td>変更年月日</td><td colspan="2">令和7年4月1日</td></tr><tr><td>4</td><td>受理日</td><td colspan="2">令和7年4月14日</td></tr></table>	1	事業所名	「風花」(介護予防)認知症対応型共同生活介護		2	変更事項	運営規程 協力歯科医療機関				変更前	変更後			佐久間歯科医院	デュオ歯科医院	3	変更年月日	令和7年4月1日		4	受理日	令和7年4月14日	
1	事業所名	「風花」(介護予防)認知症対応型共同生活介護																								
2	変更事項	運営規程 協力歯科医療機関																								
		変更前	変更後																							
		佐久間歯科医院	デュオ歯科医院																							
3	変更年月日	令和7年4月1日																								
4	受理日	令和7年4月14日																								
令 7. 4. 14	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出	<table><tr><td>1</td><td>事業所名</td><td colspan="2">「グッドケア」 ・(介護予防)訪問入浴介護 ・訪問介護</td></tr><tr><td>2</td><td>変更日</td><td colspan="2">令和7年4月1日</td></tr><tr><td>3</td><td>算定の内容</td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr><tr><td></td><td></td><td>なし</td><td>業務継続計画策定の有無：基準型</td></tr></table>	1	事業所名	「グッドケア」 ・(介護予防)訪問入浴介護 ・訪問介護		2	変更日	令和7年4月1日		3	算定の内容	変更前	変更後			なし	業務継続計画策定の有無：基準型								
1	事業所名	「グッドケア」 ・(介護予防)訪問入浴介護 ・訪問介護																								
2	変更日	令和7年4月1日																								
3	算定の内容	変更前	変更後																							
		なし	業務継続計画策定の有無：基準型																							
令 7. 4. 14	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出	<table><tr><td>1</td><td>事業所</td><td colspan="2">「風 花」・(介護予防)認知症対応型共同生活介護（短期利用）</td></tr><tr><td>2</td><td>変更日</td><td colspan="2">令和7年4月1日</td></tr><tr><td>3</td><td>算定の内容</td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr><tr><td></td><td></td><td>なし</td><td>⇒身体拘束廃止の取組の有無：基準型</td></tr></table>	1	事業所	「風 花」・(介護予防)認知症対応型共同生活介護（短期利用）		2	変更日	令和7年4月1日		3	算定の内容	変更前	変更後			なし	⇒身体拘束廃止の取組の有無：基準型								
1	事業所	「風 花」・(介護予防)認知症対応型共同生活介護（短期利用）																								
2	変更日	令和7年4月1日																								
3	算定の内容	変更前	変更後																							
		なし	⇒身体拘束廃止の取組の有無：基準型																							

令 7. 4. 14	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出	<table><tr><td>1</td><td>事業所</td><td colspan="2">「いこいの家」(通所介護) 「風花」 ・(介護予防) 認知症対応型通所介護 ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護(短期利用) 「セルフケア」(地域密着型通所介護・第 1 号通所型) 「グッドケア」(訪問介護・第 1 号訪問介護・訪問入浴・予防訪問入浴)</td></tr><tr><td>2</td><td>算定の内容</td><td><table><tr><td>変更前</td><td>変更後</td></tr><tr><td>介護職員処遇改善加算Ⅴ(13)</td><td>介護職員処遇改善加算Ⅵ</td></tr><tr><td>介護職員等ベースアップ等支援加算</td><td>なし</td></tr></table></td></tr><tr><td>3</td><td>算定の内容</td><td colspan="2">令和7年4月1日</td></tr><tr><td>4</td><td>受理日</td><td colspan="2">令和7年4月16日</td></tr></table>	1	事業所	「いこいの家」(通所介護) 「風花」 ・(介護予防) 認知症対応型通所介護 ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護(短期利用) 「セルフケア」(地域密着型通所介護・第 1 号通所型) 「グッドケア」(訪問介護・第 1 号訪問介護・訪問入浴・予防訪問入浴)		2	算定の内容	<table><tr><td>変更前</td><td>変更後</td></tr><tr><td>介護職員処遇改善加算Ⅴ(13)</td><td>介護職員処遇改善加算Ⅵ</td></tr><tr><td>介護職員等ベースアップ等支援加算</td><td>なし</td></tr></table>	変更前	変更後	介護職員処遇改善加算Ⅴ(13)	介護職員処遇改善加算Ⅵ	介護職員等ベースアップ等支援加算	なし	3	算定の内容	令和7年4月1日		4	受理日	令和7年4月16日	
1	事業所	「いこいの家」(通所介護) 「風花」 ・(介護予防) 認知症対応型通所介護 ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護(短期利用) 「セルフケア」(地域密着型通所介護・第 1 号通所型) 「グッドケア」(訪問介護・第 1 号訪問介護・訪問入浴・予防訪問入浴)																					
2	算定の内容	<table><tr><td>変更前</td><td>変更後</td></tr><tr><td>介護職員処遇改善加算Ⅴ(13)</td><td>介護職員処遇改善加算Ⅵ</td></tr><tr><td>介護職員等ベースアップ等支援加算</td><td>なし</td></tr></table>	変更前	変更後	介護職員処遇改善加算Ⅴ(13)	介護職員処遇改善加算Ⅵ	介護職員等ベースアップ等支援加算	なし															
変更前	変更後																						
介護職員処遇改善加算Ⅴ(13)	介護職員処遇改善加算Ⅵ																						
介護職員等ベースアップ等支援加算	なし																						
3	算定の内容	令和7年4月1日																					
4	受理日	令和7年4月16日																					
令 7. 8. 1	運営規程変更届出書	<table><tr><td>1</td><td>事業所</td><td colspan="2">「セルフケア」(地域密着型通所介護・第一号通所型)</td></tr><tr><td>2</td><td>変更事項</td><td colspan="2">運営規程 交通費 200 円 ⇒ 230 円</td></tr><tr><td>3</td><td>変更年月日</td><td colspan="2">令和7年8月1日</td></tr><tr><td>4</td><td>受理日</td><td colspan="2">令和7年7月28日</td></tr></table>		1	事業所	「セルフケア」(地域密着型通所介護・第一号通所型)		2	変更事項	運営規程 交通費 200 円 ⇒ 230 円		3	変更年月日	令和7年8月1日		4	受理日	令和7年7月28日					
1	事業所	「セルフケア」(地域密着型通所介護・第一号通所型)																					
2	変更事項	運営規程 交通費 200 円 ⇒ 230 円																					
3	変更年月日	令和7年8月1日																					
4	受理日	令和7年7月28日																					
令 8. 1. 29	地域密着型通所介護事業所の指定更新申請書の提出	<table><tr><td>1</td><td>事業所名</td><td colspan="2">「セルフケア」</td></tr><tr><td>2</td><td>指定年月日</td><td colspan="2">令和8年3月20日</td></tr><tr><td>3</td><td>有効期間</td><td colspan="2">令和8年3月20日～令和14年3月19日</td></tr><tr><td>4</td><td>介護保険事業所番号</td><td colspan="2">0172500480</td></tr><tr><td>5</td><td>サービスの種類</td><td colspan="2">地域密着型通所介護</td></tr></table>		1	事業所名	「セルフケア」		2	指定年月日	令和8年3月20日		3	有効期間	令和8年3月20日～令和14年3月19日		4	介護保険事業所番号	0172500480		5	サービスの種類	地域密着型通所介護	
1	事業所名	「セルフケア」																					
2	指定年月日	令和8年3月20日																					
3	有効期間	令和8年3月20日～令和14年3月19日																					
4	介護保険事業所番号	0172500480																					
5	サービスの種類	地域密着型通所介護																					
令 8. 2. 13	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出	<table><tr><td>1</td><td>事業所</td><td colspan="2">「セルフケア」(地域密着型通所介護・第 1 号通所型)</td></tr><tr><td>2</td><td>算定の内容</td><td><table><tr><td>変更前</td><td>変更後</td></tr><tr><td>サービス提供体制強化加算Ⅱ</td><td>サービス提供体制強化加算Ⅰ</td></tr></table></td></tr><tr><td>3</td><td>変更年月日</td><td colspan="2">令和8年3月20日</td></tr><tr><td>4</td><td>受理日</td><td colspan="2">令和8年3月2日</td></tr></table>		1	事業所	「セルフケア」(地域密着型通所介護・第 1 号通所型)		2	算定の内容	<table><tr><td>変更前</td><td>変更後</td></tr><tr><td>サービス提供体制強化加算Ⅱ</td><td>サービス提供体制強化加算Ⅰ</td></tr></table>	変更前	変更後	サービス提供体制強化加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅰ	3	変更年月日	令和8年3月20日		4	受理日	令和8年3月2日		
1	事業所	「セルフケア」(地域密着型通所介護・第 1 号通所型)																					
2	算定の内容	<table><tr><td>変更前</td><td>変更後</td></tr><tr><td>サービス提供体制強化加算Ⅱ</td><td>サービス提供体制強化加算Ⅰ</td></tr></table>	変更前	変更後	サービス提供体制強化加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅰ																	
変更前	変更後																						
サービス提供体制強化加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅰ																						
3	変更年月日	令和8年3月20日																					
4	受理日	令和8年3月2日																					

令 8. 3. 2	訪問介護・訪問入浴介護事業所の指定更新申請書の提出															
	<table><tr><td>1</td><td>事業所名</td><td>「グッドケア」</td></tr><tr><td>2</td><td>指定年月日</td><td>令和8年4月1日</td></tr><tr><td>3</td><td>有効期限</td><td>令和8年4月1日～令和14年3月31日</td></tr><tr><td>4</td><td>介護保険事業所番号</td><td>0172500167</td></tr><tr><td>5</td><td>サービスの種類</td><td>訪問介護・訪問入浴介護</td></tr></table>	1	事業所名	「グッドケア」	2	指定年月日	令和8年4月1日	3	有効期限	令和8年4月1日～令和14年3月31日	4	介護保険事業所番号	0172500167	5	サービスの種類	訪問介護・訪問入浴介護
1	事業所名	「グッドケア」														
2	指定年月日	令和8年4月1日														
3	有効期限	令和8年4月1日～令和14年3月31日														
4	介護保険事業所番号	0172500167														
5	サービスの種類	訪問介護・訪問入浴介護														
令 8. 3. 10	(介護予防) 認知症対応型通所介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 「風 花」 廃止届 令和8年3月31日															

4. 社会福祉事業変更及び定款変更届（認可申請）法務局登記 等
（事業変更届・指定申請）※障害福祉分

令 7. 4. 14	介護給付費算定等に係る体制等に関する届出書 令和 7 年 4 月 1 日付 ・ 事業所(事業種類) 「共働の家」(生活介護・短期入所・施設入所支援) 「若者宿」(共同生活援助(介護サービス包括型)) 「きょうどう」(就労継続支援B型・生活介護) 「みっくすベジタ」(就労継続支援B型・生活介護) 「いこいの家」 (居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)・(共生型生活介護) <table><tr><td>特記事項</td><td>福祉・介護職員処遇改善加算の申請</td></tr></table>	特記事項	福祉・介護職員処遇改善加算の申請							
特記事項	福祉・介護職員処遇改善加算の申請									
令 7. 4. 15	令和7年度介護給付費算定等に係る体制等に関する届出書 令和 7 年 4 月 1 日付 「共働の家」(生活介護・短期入所・施設入所支援) 「若者宿」(共同生活援助(介護サービス包括型)) 「きょうどう」(就労継続支援B型・生活介護) 「みっくすベジタ」(就労継続支援B型・生活介護) 「いこいの家」 (居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)・(共生型生活介護) 「微・助っ人」(一般相談支援)									
令 7. 4. 15	令和7年度障害福祉サービス事業所等に係る現況報告書 令和 7 年 4 月 1 日付 「共働の家」(生活介護・短期入所・施設入所支援) 「若者宿」(共同生活援助(介護サービス包括型)) 「きょうどう」(就労継続支援B型・生活介護) 「みっくすベジタ」(就労継続支援B型・生活介護) 「いこいの家」 (居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)・(共生型生活介護) 「微・助っ人」(一般相談支援)									
令 7. 10. 15	障害福祉サービス事業所休止届出書の提出 <table><tr><td>1</td><td>事業所名</td><td>事業所「いこいの家」(短期入所事業)</td></tr><tr><td>2</td><td>休止予定期間</td><td>令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日</td></tr><tr><td>3</td><td>休止理由</td><td>従業者不足による</td></tr></table>	1	事業所名	事業所「いこいの家」(短期入所事業)	2	休止予定期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日	3	休止理由	従業者不足による
1	事業所名	事業所「いこいの家」(短期入所事業)								
2	休止予定期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日								
3	休止理由	従業者不足による								
令 8. 2. 10	障害福祉サービス事業所「きょうどう」(生活介護) 指定事業更新申請 令和 8 年 4 月 1 日付 生活介護 定員25名 指定有効期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 4 年 3 月 3 1 日									

5. 監理業務他委託業務契約締結(更新)

令 7. 4. 1	後志浄化槽センターと令和7年度の浄化槽維持管理業務契約について理事長の専決受け締結した。
令 7. 4. 1	余市町と令和7年度「余市町障がい者虐待一時保護支援事業（緊急一時保護）」委託契約書を理事長の専決を受け締結した。
令 7. 4. 1	(有)エイ・ワンと令和7年度社会福祉法人古平福祉会内各事業所の防災設備保守点検契約書を理事長の専決を受け締結した。
令 7. 4. 1	古平町と令和7年度古平町高齢者複合施設(高齢者住宅部門)の管理に関する協定書を締結した。
令 7. 8.13	古平町と令和7年度ころばん（転ばん）教室委託契約書を理事長の専決を受け締結した。

6. 諸規定等の制定及び改正

令 8. 3.19	・古平福祉会 職員給与規程の一部改正（令8. 4. 1付） ・古平福祉会 経理規程の一部改正（令8. 4. 1付） ・古平福祉会 理事長専決に関する規程の一部改正（令8. 4. 1付） ・古平福祉会 定款施行細則の一部改正（令8. 4. 1付） ・指定共同生活援助「若者宿」（介護サービス包括型）運営規程の一部改正（令8. 4. 1付）
-----------	--

7. 役員等研修

令和7年度 年間役員研修計画及び実績

日 時	研修会名	場 所	役員名（予定）	参加者(実績)
令和7年4月	後志知的障がい福祉協会定期総会	小樽市 「ニュー三幸」	菊地代表幹事	R7.4.17 左同他 施設管理者2名
令和7年6月	令和7年度 全道施設長セミナー 講演1.「寄り添う支援をリビルドする～DXが拓く福祉の未来～」 講演2.「ケアカルテによる業務改善（仮）」	札幌市	菊地代表幹事	R7.6.5～6
令和7年6月	れい明の里職親会 障害者雇用長期勤続表彰と入社激励会 古平町行政説明 —古平町 成田町長	古平町	菊地代表幹事 青柳専務理事 吉野評議員 加我理事 大澤監事 村田監事 八戸監事	R7.6.20 左同他 施設管理者
令和7年9月	令和7年度 防災業務関係者研修 （放射線防護施設担当者向け）	共働の家	菊地代表幹事 上野事務局長	R7.9.25 左同他 施設管理者3名
令和7年10月	令和7年度 社会福祉法人経営者セミナー	札幌市	菊地代表幹事	R7.10.8 左同
令和7年11月	令和7年度 社会福祉法人経営研究会	札幌市	菊地代表幹事	R7.11.28
令和8年1月	令和7年度 後志知的障がい福祉協会 運営研究役員会	仁木町	菊地代表幹事	R8.1.15 左同他 齊藤亮管理者
令和8年2月	令和7年度 全道施設長研修会 基調講演「障がい者福祉施設における留意したい法的トラブル」 特別講演「本間篤史 history～グラウンドで学んだ生き方とチームのつくりかた～」	札幌市	菊地代表幹事	R8.2.26.～27